

令和7年11月28日

各行政区長 様

長瀬町長 鈴木 日出男
(公印省略)

除雪作業補助金交付事業の実施について（お知らせ）

日頃、町の土木行政についてご協力いただきありがとうございます。
標記のことについて、行政区主体の自発的除雪に対する補助金交付事業を
今年度新たに実施することになりましたので、お知らせいたします。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 実施期間 | 令和7年11月28日～令和8年3月31日 |
| 2. 主な交付要件 | 公道（町道・認定外道路）の除雪であること
積雪量がおおむね10cm以上による除雪であること
除雪延長がおおむね50m以上であること |
| 3. 補助額 | 1降雪時につき、 <u>18,000円</u> |

※個人で行った除雪作業は対象になりません。
※交付回数は1降雪時につき1回とします。

詳しくは裏面チラシをご確認いただくとともに、ご不明点等ございましたら、
下記担当へお問い合わせください。

【担当】長瀬町 建設課 建設担当
【電話】 66-3111（内線244）



地域の支え合いによる 「除雪作業」を応援します！



○地域住民で支え合いながら除雪作業を実施する行政区へ、町がその活動を支援するため、補助金を交付します。

補助対象(申請)者

- ・各行政区

交付要件

- ・令和7年度中に実施した除雪であること
- ・行政区が自らまたは事業者に要請して実施する除雪であること
- ※個人で行った除雪作業は対象になりませんので、ご注意ください。
- ・公道(町道・認定外道路)の除雪であること
- ・積雪量がおおむね10cm以上による除雪であり、除雪延長がおおむね50m以上であること

補助額および交付回数

- ・補助額は1降雪時につき、**18,000円**
- ・交付回数は1降雪時につき、**1回**
- ・予算上限に達した際は、申請期限前に受付を終了する可能性があります。

申請から支払いまでの流れ

- ①除雪作業実施
- ②申請書兼請求書、位置図、作業写真を作成・提出(行政区→町)
- ③町にて審査・決定
- ④交付決定通知書を発行・通知(町→行政区)
- ⑤指定口座に補助金を振り込み



補助金申請の提出先および問い合わせ先

- ・長瀬町 建設課
〒369-1392 長瀬町大字本野上1035-1
TEL:0494-66-3111(内線244)



※申請書兼請求書の様式については、役場の建設課窓口で配布している他、長瀬町ホームページにもアップロードしています。